

令和5年度兵庫県社会福祉審議会ユニバーサル社会専門分科会
開催にかかる傍聴について

標記分科会を下記により開催しますので、お知らせします。

傍聴を希望される県民の方は、下記募集要領をよくお読みいただき、必要な手続きを行ってください。また、報道関係者で本会議の傍聴を希望される方は、席の都合上、11月27日（月）17時までに、下記担当へご連絡ください。

記

- 1 開催日時 令和5年11月30日（木）14:00～16:00
- 2 開催場所 兵庫県庁3号館6階 第5委員会室
- 3 傍聴定員 5名（定員を超えた場合は抽選）

【募集要領】

- 1 傍聴希望者は、会議の当日、審議会開会予定時刻の30分前（令和5年11月30日（木）13時30分）までに、受付で傍聴申出書に必要事項を記入してください。
- 2 会場の都合上、傍聴定員は5名とします。
- 3 会議開催予定時刻の30分前（13時30分）の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とします。また、同じ団体から複数の傍聴希望がある場合は、異なる団体からの傍聴を優先します。
- 4 会議開催予定時刻の30分前（13時30分）の時点で傍聴希望者が定員を超えない場合は、会議の開催予定時刻（14時）まで先着順で傍聴を認めます。
- 5 傍聴が確定した方には、傍聴証を交付しますので、必ず着用してください。
- 6 傍聴に際し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を希望される場合は、手配の都合上、開催日の前日10:00までにFAXにてご連絡ください。
- 7 傍聴される場合は、下記の注意事項を厳守してください。
 - ① 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
 - ② 発言を含め、私語は慎んでください。
 - ③ 携帯電話の電源は切って、議事を静聴してください。
 - ④ カメラ、ビデオ、録音機は持ち込まないでください。
 - ⑤ 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き、慎んでください。
 - ⑥ 秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
 - ⑦ その他ここに記載のない点は、兵庫県社会福祉審議会傍聴要領及び事務局職員の指示に従うよう、お願いします。

上記注意事項をお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

<連絡先>

兵庫県 福祉部 ユニバーサル推進課 社会参加支援班 稲田

電話：078-362-4379、FAX：078-362-9040